

宮監公表第7号
令和6年2月27日

宮崎市監査委員	阪 元 勇
宮崎市監査委員	松 浦 史 典
宮崎市監査委員	上 田 武 広
宮崎市監査委員	団 師 勝 幸

定期監査措置状況の公表について

令和5年度定期監査の結果に関する措置について通知がありましたので、地方自治法第199条の規定に基づき、公表します。

記

1 監査の対象部課等
田野総合支所

2 講じた措置の内容
別紙のとおり

令和5年度定期監査結果に対する措置状況通知書

令和5年度定期監査における指摘事項等については、次のとおり措置したので通知します。

部局名	指摘事項等	措置状況
田野総合支所 (1)	補助金の交付において、補助対象者は市税に滞納がないことが要件とされているにもかかわらず、その時点で滞納がある者に対して交付決定していた。 (農林建設課)	今回の事案について課内職員へ情報共有を行うとともに、補助金交付要綱を満たしている証明がなければ、決裁を行わないよう徹底する。
田野総合支所 (2)	行政財産目的外使用許可について、総合支所長専決事項であるにもかかわらず、課長までの決裁としていた。 (農林建設課)	事務決裁規定を決裁文書に添付し、担当者及び決裁者の複数人でチェックする体制にした。
田野総合支所 (3)	道路占用料について、端数処理を誤り、過大に徴収していた。 (農林建設課)	算定根拠となる資料を添付するとともに、算定式とその算定式の計算における小数点の処理が確認できるように、算定シートにチェック欄を追加することとした。

令和 6年 1月 30日

宮崎市監査委員 殿



宮崎市長 清山 知憲